

グループホームやすらぎ園 料金表 (令和6年6月1日より)

★保険適用利用料

※法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

①施設利用料

| 要介護区分 | ①利用料 | ②医療連携Ⅰ(口) | ③医療連携(Ⅱ) | ④サービス提供 | 1日あたり利用料 (①～④合計) | | |
|-------|------|-----------|----------|---------|------------------|-------|-------|
| | | | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 要支援 2 | 749 | 0 | 0 | 22 | 771 | 1,542 | 2,313 |
| 要介護 1 | 753 | 47 | 5 | 22 | 827 | 1,654 | 2,481 |
| 要介護 2 | 788 | 47 | 5 | 22 | 862 | 1,724 | 2,586 |
| 要介護 3 | 812 | 47 | 5 | 22 | 886 | 1,772 | 2,658 |
| 要介護 4 | 828 | 47 | 5 | 22 | 902 | 1,804 | 2,706 |
| 要介護 5 | 845 | 47 | 5 | 22 | 919 | 1,838 | 2,757 |

②加算

- ◎ 夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき1割 ¥25、2割 ¥50、3割 ¥75
指定地域密着型サービス基準に規定する夜間及び深夜勤務に必要な数に1を加えた数以上の介護従事者又は宿直勤務を行う者を配置した場合。
- ◎ 若年性認知症利用者受入加算 1日につき1割 ¥120、2割 ¥240、3割 ¥360
若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定めて介護を行った場合。
(ただし認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。)
- ◎ 入院時費用 1日につき1割 ¥246、2割 ¥492、3割 ¥738
病院又は診療所への入院を要した場合。(月6日が限度)
- ◎ 看取り介護加算 ※
医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又は家族の同意を得て作成された看取り介護に係る計画に基づいた介護及び随時介護記録等を活用した介護を行うことについて同意を得た場合。(ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。)
(1) 死亡日以前31日以上45日以下 1日につき1割 ¥72、2割 ¥144、3割 ¥216
(2) 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき1割 ¥144、2割 ¥288、3割 ¥432
(3) 死亡日の前日および前々日 1日につき1割 ¥680、2割 ¥1,360、3割 ¥2,040
(4) 死亡日 1日につき1割 ¥1,280、2割 ¥2,560、3割 ¥3,840
- ◎ 初期加算 1日につき1割 ¥30、2割 ¥60、3割 ¥90
入居した日から起算して30日以内の期間について加算。30日を超える入院後の再入所も同様。
- ◎ 退居時情報提供加算 1回につき1割 ¥250、2割 ¥500、3割 ¥750
入居者が退居し、医療機関へ入院する場合において、当該医療機関に対して当該入居者等の同意を得て、心身状況、生活歴等の情報を提供した上で、紹介を行った場合。
- ◎ 退居時相談援助加算 1回につき1割 ¥400、2割 ¥800、3割 ¥1,200
利用期間が1ヶ月を超える利用者の退去時に、退居後の福祉サービス等について相談援助を行い、かつ、利用者の同意を得て市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して必要な情報を提供した場合。
- ◎ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 1日につき1割 ¥3、2割 ¥6、3割 ¥9
認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が2分の1以上であって、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を厚生労働省の定める基準以上配置し、留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合。
- ◎ 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定の場合は、算定不可 1月につき1割 ¥120、2割 ¥240、3割 ¥360
周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であって、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでおり、対象者に対し、個別に評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、チームケアを実施し、認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている場合。
- ◎ 栄養管理体制加算 1月につき1割 ¥30、2割 ¥60、3割 ¥90
管理栄養士が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。
- ◎ 口腔・栄養スクリーニング加算 1回につき1割 ¥20、2割 ¥40、3割 ¥60
利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合。(6月に1回を限度)
- ◎ 科学的介護推進体制加算 1月につき1割 ¥40、2割 ¥80、3割 ¥120
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- ◎ 新興感染症等施設療養費 1月に1回、連続する5日を限度として 1割 ¥240、2割 ¥480、3割 ¥720
入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対応を行った上で、該当する介護サービスを行った場合。
- ◎ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1月につき1割 ¥10、2割 ¥20、3割 ¥30
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行う場合。
- ◎ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのいずれか)
 - (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割 +所定単位×186/1000、2割 +所定単位×186/1000×2、3割 +所定単位×186/1000×3
 - (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき 1割 +所定単位×178/1000、2割 +所定単位×178/1000×2、3割 +所定単位×178/1000×3
 - (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき 1割 +所定単位×155/1000、2割 +所定単位×155/1000×2、3割 +所定単位×155/1000×3
 - (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 1月につき 1割 +所定単位×125/1000、2割 +所定単位×125/1000×2、3割 +所定単位×125/1000×3

注 1. 上記の加算については、職員配置の状況等により変動することがありますのでご了承ください。

2. ※印の加算については介護給付(要介護 1～5)の方のみの対象となります。

★ 保険外利用料

- ・ 家賃 ¥40,000 / 月
- ・ 管理費 ¥25,000 / 月
- ・ 食材料費 ¥30,000 / 月

◎定期健康診断料・病院治療代、理美容代、紙おむつ代(必要に応じ、ご家族で購入され、補充してください。)は実費負担となります。